

**令和5年第2回泉南市議会定例会議案書
(付議案件綴及び同説明資料綴)**

議 案 一 覧 表

(令和5年6月8日提出)

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
報 告	1	専決処分の承認を求めるについて（泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）	5
報 告	2	専決処分の承認を求めるについて（泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）	13
報 告	3	専決処分の承認を求めるについて（令和5年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号））	17
報 告	4	令和4年度大阪府泉南市一般会計繰越明許費繰越計算書について	39
議 案	1	泉南市農業委員会委員の任命について	41
議 案	2	泉南市農業委員会委員の任命について	43
議 案	3	泉南市農業委員会委員の任命について	45
議 案	4	泉南市農業委員会委員の任命について	47
議 案	5	泉南市農業委員会委員の任命について	49
議 案	6	泉南市農業委員会委員の任命について	51
議 案	7	泉南市農業委員会委員の任命について	53

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	8	泉南市農業委員会委員の任命について	55
議 案	9	泉南市農業委員会委員の任命について	57
議 案	10	泉南市農業委員会委員の任命について	59
議 案	11	泉南市農業委員会委員の任命について	61
議 案	12	泉南市農業委員会委員の任命について	63
議 案	13	泉南市農業委員会委員の任命について	65
議 案	14	泉南市農業委員会委員の任命について	67
議 案	15	指定金融機関の指定について	69
議 案	16	泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について	71
議 案	17	泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	77
議 案	18	泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	79
議 案	19	令和5年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第3号）	81

報告第1号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月8日提出

泉南市長 山本優真

1 泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

専決理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が令和5年3月31日に公布され、市民税、固定資産税等に関する制度改正が同年4月1日から施行されることとなったため、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の措置を講じる必要から、専決処分したものである。

専決甲第2号

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年3月31日専決

泉南市長 山本 優真

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

泉南市市税賦課徴収条例（昭和32年泉南市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第37条中「又は」の次に「第5号の15の2様式若しくは」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第39条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第40条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第90条第1項及び第5項並びに第93条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第6条の3第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第6条の4中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第6条の4の2第3項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第

1 1 項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第21項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第22項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第23項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第26項を次のように改める。

2 6 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第7条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

1 2 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第9条の4第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則中第9条の7を削り、第9条の7の2を第9条の7とする。

附則第9条の7の3第3項中「附則第9条の7の5」を「附則9条の7の4」に改め、同条を附則第9条の7の2とし、附則中第9条の7の4を第9条の7の3とし、第9条の7の5を第9条の7の4とし、第9条の7の6を第9条の7の5とする。

附則第9条の7の7第3項を削り、同条を附則第9条の7の6とする。

附則第9条の8第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令

和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第9条の8の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の泉南市市税賦課徴収条例（次条第2項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の附則第9条の7及び第9条の7の7第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第9条の8の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第2号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月8日提出

泉南市長 山本優真

1 泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

専決理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が令和5年3月31日に公布され、都市計画税に関する制度改正が同年4月1日から施行されることとなったため、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の措置を講じる必要から、専決処分したものである。

専決甲第3号

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年3月31日専決

泉南市長 山本 優真

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例

泉南市都市計画税賦課徴収条例（昭和36年泉南市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第18項中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項、第33項、第35項、第36項、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項、第32項、第34項、第35項、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の泉南市都市計画税賦課徴収条例の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18

号) 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第18項の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

報告第3号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月8日提出

泉南市長 山本優真

1 令和5年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号）

専決理由

物価高騰の影響を受けている世帯等の支援に要する経費について、緊急に予算措置する必要性が生じたことから、専決処分したものである。

専決甲第4号

令和5年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ598,157千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,929,465千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月12日専決

泉南市長 山本 優真

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		5,346,874	622,257	5,969,131
	2 国庫補助金	999,536	622,257	1,621,793
19 繰入金		1,790,355	△ 24,100	1,766,255
	1 基金繰入金	1,785,177	△ 24,100	1,761,077
歳入	合計	28,331,308	598,157	28,929,465

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		12,821,976	479,188	13,301,164
	1 社会福祉費	4,855,772	275,712	5,131,484
	2 児童福祉費	4,011,988	203,476	4,215,464
9 教育費		2,424,879	118,969	2,543,848
	1 教育総務費	659,458	3,360	662,818
	2 小学校費	526,108	74,108	600,216
	3 中学校費	329,897	41,501	371,398
歳 出	合 計	28,331,308	598,157	28,929,465

令和5年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
15	国庫支出金	5,346,874	622,257	5,969,131			
(2)	国庫補助金	999,536	622,257	1,621,793			
	1) 総務費国庫補助金	122,159	151,612	273,771	1. 総務管理費補助金	151,612	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
	2) 民生費国庫補助金	402,648	472,342	874,990	1. 社会福祉費補助金	275,712	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (生活福祉課)
					2. 児童福祉費補助金	196,630	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金 (ひとり親世帯) 43,500 子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金 (ひとり親世帯) 1,486 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金 (その他世帯) 150,000 子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金 (その他世帯) 1,644
	5) 教育費国庫補助金	41,149	△1,697	39,452	1. 小学校費補助金	△1,175	特別支援教育就学奨励費補助金
					2. 中学校費補助金	△522	特別支援教育就学奨励費補助金
19	繰入金	1,790,355	△24,100	1,766,255			
(1)	基金繰入金	1,785,177	△24,100	1,761,077			
	4) ふるさと泉南水なす基金繰入金	616,664	△24,100	592,564	1. ふるさと泉南水なす基金繰入金	△24,100	ふるさと泉南水なす基金繰入金
歳 入 合 計		28,331,308	598,157	28,929,465			

款 19 繰入金 項 1 基金繰入金

歳 出

款 3 民生費 項 1 社会福祉費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
3 民生費	12,821,976	479,188	13,301,164	465,496	13,692	
				国庫支出金 472,342		
				繰入金 △6,846		
(1) 社会福祉費	4,855,772	275,712	5,131,484	275,712		
				国庫支出金 275,712		
1) 社会福祉総務費	178,916	275,712	454,628	275,712		
				国庫支出金 275,712		
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	788	
				10. 需用費	400	
				11. 役務費	4,550	
				12. 委託料	13,974	
				13. 使用料及び賃借料	1,000	
				18. 負担金、補助及び 交付金	255,000	
[16] 生活困窮者緊急 生活支援金給付 事業	0	275,712	275,712	275,712		生活福祉課
				国庫支出金 275,712 [社会福祉費補助金 275,712]		
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	788	超勤手当
				10. 需用費	400	消耗品費
				11. 役務費	4,550	郵便料 1,875 電話料 100 口座振替手数料 1,639

						手数料	1
						口座情報提供料	935
				12. 委託料	13,974	電算委託料	1,694
						電算システム改修委託料	660
						会場設営委託料	100
						人材派遣委託料	11,520
				13. 使用料及び賃借料	1,000	機械・器具借上料	
				18. 負担金、補助及び 交付金	255,000	生活困窮者緊急生活支援金	
(2) 児童福祉費	4,011,988	203,476	4,215,464	189,784	13,692		
				国庫支出金			
				196,630			
				繰入金			
				△6,846			
1) 児童福祉総務費	1,009,249	196,630	1,205,879	196,630			
				国庫支出金			
				196,630			
				節 区 分	金 額		
				1. 報酬	540		
				3. 職員手当等	1,188		
				8. 旅費	18		
				10. 需用費	439		
				11. 役務費	505		
				12. 委託料	440		
				18. 負担金、補助及び 交付金	193,500		
[1] 人件費事業	44,273	558	44,831	558		秘書人事課	
				国庫支出金			
				558			
				[児童福祉費補助金			
				558]			
				節 区 分	金 額		
				1. 報酬	540	会計年度任用職員報酬	
				8. 旅費	18	費用弁償	

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	
				特 定 財 源	一 般 財 源		
[8] 子育て世帯生活 支援特別給付金 給付事業	0	44,707	44,707		44,707	家庭支援課	
				国庫支出金	44,707		
				[児童福祉費補助金	44,707]		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	778	超勤手当	
				10. 需用費	259	消耗品費	
				11. 役務費	170	郵便料 84 口座振替手数料 86	
				18. 負担金、補助及び 交付金	43,500	ひとり親世帯生活支援特別給付金	
[9] ひとり親世帯以 外の子育て世帯 生活支援特別給 付金給付事業	0	151,365	151,365		151,365	家庭支援課	
				国庫支出金	151,365		
				[児童福祉費補助金	151,365]		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	410	超勤手当	
				10. 需用費	180	消耗品費	
				11. 役務費	335	郵便料 126 口座振替手数料 209	
				12. 委託料	440	電算システム改修委託料	
18. 負担金、補助及び 交付金	150,000	ひとり親世帯以外の世帯生活支援特別給付金					
6) 保育教育支援費	2,019,944	6,846	2,026,790	△6,846	13,692		

				繰入金 △6,846		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	660	
				18. 負担金、補助及び 交付金	6,186	
[2] 保育所事業	159,625	660	160,285	△660	1,320	保育子ども課
				繰入金 △660 [ふるさと泉南水な す基金繰入金 △660]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	660	指定管理料
[4] 民間保育所等支 援事業	1,574,444	6,186	1,580,630	△6,186	12,372	保育子ども課
				繰入金 △6,186 [ふるさと泉南水な す基金繰入金 △6,186]		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	6,186	民間保育所等運営費補助金
9 教育費	2,424,879	118,969	2,543,848	△18,951	137,920	
				国庫支出金 △1,697		
				繰入金 △17,254		
(1) 教育総務費	659,458	3,360	662,818		3,360	
3) 指導費	131,189	3,360	134,549		3,360	
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	3,360	
[6] 新型コロナウイ ルス感染症対策 事業	0	3,360	3,360		3,360	指導課

款 9 教育費 項 1 教育総務費

款 9 教育費 項 1 教育総務費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	3,360	消耗品費
(2) 小学校費	526,108	74,108	600,216	△12,175	86,283	
				国庫支出金 △1,175		
				繰入金 △11,000		
2) 教育振興費	104,783	△4,699	100,084	△1,175	△3,524	
				国庫支出金 △1,175		
				節 区 分	金 額	
				19. 扶助費	△4,699	
[1] 就学援助事業	84,299	△4,699	79,600	△1,175	△3,524	教育サービス課
				国庫支出金 △1,175 [小学校費補助金 △1,175]		
				節 区 分	金 額	
				19. 扶助費	△4,699	特別支援教育就学奨励費
4) 学校給食センター費	239,096	78,807	317,903	△11,000	89,807	
				繰入金 △11,000		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	78,807	
[2] 小学校給食提供事業	201,810	78,807	280,617	△11,000	89,807	教育総務課
				繰入金 △11,000		

				[ふるさと泉南水な す基金繰入金 △11,000]		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	78,807	学校給食費負担軽減補助金
(3) 中学校費	329,897	41,501	371,398	△6,776	48,277	
				国庫支出金 △522		
				繰入金 △6,254		
2) 教育振興費	61,836	△2,090	59,746	△522	△1,568	
				国庫支出金 △522		
				節 区 分	金 額	
				19. 扶助費	△2,090	
[1] 就学援助事業	50,350	△2,090	48,260	△522	△1,568	教育サービス課
				国庫支出金 △522 [中学校費補助金 △522]		
				節 区 分	金 額	
				19. 扶助費	△2,090	特別支援教育就学奨励費
4) 中学校給食費	113,850	43,591	157,441	△6,254	49,845	
				繰入金 △6,254		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	43,591	
[1] 中学校給食提供 事業	113,850	43,591	157,441	△6,254	49,845	教育総務課
				繰入金 △6,254 [ふるさと泉南水な す基金繰入金 △6,254]		

款 9 教育費 項 3 中学校費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	43,591	学校給食費負担軽減補助金
歳 出 合 計	28,331,308	598,157	28,929,465			
				国庫支出金 470,645		
				繰入金 △24,100		

給 与 費 明 細 書

2. 一般職

(1) 総括（会計年度任用職員を含む）

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	人 377 (397)	千円 374,969	千円 1,785,946	千円 1,145,845	千円 3,306,760	千円 648,919	千円 3,955,679	
補正前	377 (395)	374,429	1,785,946	1,143,869	3,304,244	648,919	3,953,163	
比 較	0 (2)	540	0	1,976	2,516	0	2,516	

※（ ）内は、短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	管理職員 特別勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	42,420	110,100	50,700	22,936	96,549	1,224	39,025	4,788
	補正前	42,420	110,100	50,700	22,936	94,573	1,224	39,025	4,788
比 較	0	0	0	0	1,976	0	0	0	
	区 分	児童手当	期末手当	勤勉手当	退職手当				
	千円	千円	千円	千円	千円				
補正後	17,570	447,546	312,987	0					
補正前	17,570	447,546	312,987	0					
比 較	0	0	0	0					

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	人 377 (152)	千円 0	千円 1,785,946	千円 1,098,244	千円 2,884,190	千円 597,367	千円 3,481,557	
補正前	377 (152)	0	1,785,946	1,096,268	2,882,214	597,367	3,479,581	
比 較	0 (0)	0	0	1,976	1,976	0	1,976	

※（ ）内は、短時間勤務職員数で外書です。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	管理職員 特別勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	42,420	110,100	50,700	22,936	96,549	1,224	39,025	4,788
	補正前	42,420	110,100	50,700	22,936	94,573	1,224	39,025	4,788
	比 較	0	0	0	0	1,976	0	0	0
	区 分	児童手当	期末手当	勤勉手当	退職手当				
	補正後	千円 17,570	千円 399,945	千円 312,987	千円 0				
	補正前	17,570	399,945	312,987	0				
	比 較	0	0	0	0				

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	0 (245)	374,969	0	47,601	422,570	51,552	474,122	職員手当等 は期末手当
補正前	0 (243)	374,429	0	47,601	422,030	51,552	473,582	
比 較	0 (2)	540	0	0	540	0	540	

※ () 内は、パートタイム会計年度任用職員数で外書です。

(2) 会計年度任用職員以外の職員における給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細	説 明	備 考	
職員手当等	千円	その他の増減分	千円	超過勤務手当 1,976 千円	
	1,976		788		生活困窮者緊急生活支援金給付事業に伴う増加
			778		子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に伴う増加
		410	ひとり親世帯以外の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に伴う増加		

参 考

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 市税	9,004,455		9,004,455	31.1
2 地方譲与税	166,200		166,200	0.6
3 利子割交付金	6,400		6,400	—
4 配当割交付金	51,200		51,200	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	48,600		48,600	0.2
6 法人事業税交付金	142,600		142,600	0.5
7 地方消費税交付金	1,536,400		1,536,400	5.3
8 ゴルフ場利用税交付金	43,000		43,000	0.2
9 環境性能割交付金	25,900		25,900	0.1
10 地方特例交付金	47,100		47,100	0.2
11 地方交付税	3,880,868		3,880,868	13.4
12 交通安全対策特別交付金	8,000		8,000	—
13 分担金及び負担金	58,413		58,413	0.2
14 使用料及び手数料	330,694		330,694	1.1
15 国庫支出金	5,346,874	622,257	5,969,131	20.6
16 府支出金	2,257,300		2,257,300	7.8
17 財産収入	36,823		36,823	0.1
18 寄附金	800,000		800,000	2.8
19 繰入金	1,790,355	△24,100	1,766,255	6.1
20 諸収入	272,626		272,626	0.9

(単位：千円・%)

21 市債	2,477,500		2,477,500	8.6
歳入合計	28,331,308	598,157	28,929,465	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 議会費	200,500		200,500	0.7
2 総務費	2,698,176		2,698,176	9.3
3 民生費	12,821,976	479,188	13,301,164	46.0
4 衛生費	2,285,793		2,285,793	7.9
5 農林水産業費	164,428		164,428	0.6
6 商工費	231,877		231,877	0.8
7 土木費	1,913,941		1,913,941	6.6
8 消防費	833,537		833,537	2.9
9 教育費	2,424,879	118,969	2,543,848	8.8
10 公債費	3,718,663		3,718,663	12.8
11 諸支出金	1,017,538		1,017,538	3.5
12 予備費	20,000		20,000	0.1
歳 出 合 計	28,331,308	598,157	28,929,465	100.0

令和4年度大阪府泉南市一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和4年度大阪府泉南市一般会計の繰越明許費に係る経費について次のとおり繰り越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和4年度大阪府泉南市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
総務費	総務管理費	総合計画策定事業	1,334,000	1,334,000			1,334,000
衛生費	清掃費	塵芥収集車両整備事業	9,405,000	9,405,000		7,000,000	2,405,000
土木費	道路橋梁費	道路新設改良事業	28,834,000	28,834,000		26,842,000	1,992,000
土木費	都市計画費	公園緑地等維持管理事業（住宅公園課）	1,565,000	1,565,000		688,000	877,000
土木費	都市計画費	公園緑地等維持管理事業（都市政策課）	3,480,000	3,480,000			3,480,000
土木費	都市計画費	砂川樫井線新設事業	36,716,000	36,716,000		35,854,050	861,950
教育費	教育総務費	新型コロナウイルス感染症対策事業	17,100,000	17,100,000		8,550,000	8,550,000

合	計	98,434,000	98,434,000		78,934,050	19,499,950
---	---	------------	------------	--	------------	------------

令和5年6月8日提出

泉南市長 山本優真

議案第1号

泉南市農業委員会委員の任命について

次の者を泉南市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月8日提出

泉南市長 山本 優真

住 所 泉南市内
氏 名 山下 博（やました ひろし）
生年月日 ○年○月○日
職 業 農業（認定農業者）

提案理由

現委員が令和5年7月19日に任期満了となることに伴い、新たに任命したいため、提案するものである。

議案第2号

泉南市農業委員会委員の任命について

次の者を泉南市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月8日提出

泉南市長 山本 優真

住 所 泉南市内
氏 名 岩本 和男（いわもと かずお）
生年月日 ○年○月○日
職 業 農業（認定農業者に準ずる者）

提案理由

現委員が令和5年7月19日に任期満了となることに伴い、新たに任命したいため、提案するものである。

議案第3号

泉南市農業委員会委員の任命について

次の者を泉南市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月8日提出

泉南市長 山本 優真

住 所	泉南市内
氏 名	奥田 清（おくだ きよし）
生年月日	○年○月○日
職 業	農業

提案理由

現委員が令和5年7月19日に任期満了となることに伴い、新たに任命したいため、提案するものである。

議案第4号

泉南市農業委員会委員の任命について

次の者を泉南市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月8日提出

泉南市長 山本 優真

住 所 泉南市内
氏 名 宮内 榮作（みやうち えいさく）
生年月日 ○年○月○日
職 業 農業

提案理由

現委員が令和5年7月19日に任期満了となることに伴い、新たに任命したいため、提案するものである。

議案第5号

泉南市農業委員会委員の任命について

次の者を泉南市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月8日提出

泉南市長 山本 優真

住 所	泉南市内
氏 名	杉野 榮一（すぎの えいいち）
生年月日	○年○月○日
職 業	農業

提案理由

現委員が令和5年7月19日に任期満了となることに伴い、新たに任命したいため、提案するものである。

議案第6号

泉南市農業委員会委員の任命について

次の者を泉南市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月8日提出

泉南市長 山本 優真

住 所 泉南市内
氏 名 東 和宏（ひがし かずひろ）
生年月日 ○年○月○日
職 業 農業（認定農業者に準ずる者）

提案理由

現委員が令和5年7月19日に任期満了となることに伴い、新たに任命したいため、提案するものである。

議案第7号

泉南市農業委員会委員の任命について

次の者を泉南市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月8日提出

泉南市長 山本 優真

住 所 泉南市内
氏 名 伊藤 喜久（いとう よしひさ）
生年月日 ○年○月○日
職 業 農業兼行政書士（認定農業者に準ずる者）

提案理由

現委員が令和5年7月19日に任期満了となることに伴い、新たに任命したいため、提案するものである。

議案第8号

泉南市農業委員会委員の任命について

次の者を泉南市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月8日提出

泉南市長 山本 優真

住 所 泉南市内
氏 名 池上 安夫（いけがみ やすお）
生年月日 ○年○月○日
職 業 農業（認定農業者）

提案理由

現委員が令和5年7月19日に任期満了となることに伴い、新たに任命したいため、提案するものである。

議案第9号

泉南市農業委員会委員の任命について

次の者を泉南市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月8日提出

泉南市長 山本 優 真

住 所 泉南市内
氏 名 山本 芳男（やまもと よしお）
生年月日 ○年○月○日
職 業 農業

提案理由

現委員が令和5年7月19日に任期満了となることに伴い、新たに任命したいため、提案するものである。

議案第10号

泉南市農業委員会委員の任命について

次の者を泉南市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月8日提出

泉南市長 山本 優真

住 所 泉南市内
氏 名 森谷 豊（もりたに ゆたか）
生年月日 ○年○月○日
職 業 農業（認定農業者に準ずる者）

提案理由

現委員が令和5年7月19日に任期満了となることに伴い、新たに任命したいため、提案するものである。

議案第11号

泉南市農業委員会委員の任命について

次の者を泉南市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月8日提出

泉南市長 山本 優真

住 所	泉南市内
氏 名	南 直樹（みなみ なおき）
生年月日	○年○月○日
職 業	農業

提案理由

現委員が令和5年7月19日に任期満了となることに伴い、新たに任命したいため、提案するものである。

議案第12号

泉南市農業委員会委員の任命について

次の者を泉南市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月8日提出

泉南市長 山本 優真

住 所	泉南市内
氏 名	上野 寛治（うえの かんじ）
生年月日	○年○月○日
職 業	農業（認定農業者に準ずる者）

提案理由

現委員が令和5年7月19日に任期満了となることに伴い、新たに任命したいため、提案するものである。

議案第13号

泉南市農業委員会委員の任命について

次の者を泉南市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月8日提出

泉南市長 山本 優真

住 所 泉南市内
氏 名 立道 智恵（たてみち ともえ）
生年月日 ○年○月○日
職 業 農業（認定農業者に準ずる者）

提案理由

現委員が令和5年7月19日に任期満了となることに伴い、新たに任命したいため、提案するものである。

議案第14号

泉南市農業委員会委員の任命について

次の者を泉南市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月8日提出

泉南市長 山本 優真

住 所	泉南市内
氏 名	湊 聡美 (みなと さとみ)
生年月日	○年○月○日
職 業	行政書士

提案理由

現委員が令和5年7月19日に任期満了となることに伴い、新たに任命したいため、提案するものである。

議案第15号

指定金融機関の指定について

次のとおり指定金融機関を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月8日提出

泉南市長 山本優真

- 1 金融機関の名称
株式会社池田泉州銀行
- 2 金融機関の所在地
大阪市北区茶屋町18番14号
- 3 指定の期間
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで

議案第16号

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年6月8日提出

泉南市長 山本 優真

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が令和5年3月31日に公布され、市民税等に関する制度改正が施行されるため、本市関係条例においても所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

泉南市市税賦課徴収条例（昭和32年泉南市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第23条の3第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第27条の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に、「第53条の9」を「第42条の9」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第30条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第32条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によつて」を「により」に改める。

第35条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によつて」を「により」に改める。

第37条中「又は」を「若しくは」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第38条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「第321条の6第1項によつて」を「第321条の6第1項の通知により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第38条の2第1項中「によつて徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第38条の5において同じ。）」を加え、「によつて徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によつて徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によつて」を「により」に改める。

第38条の6第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によつて」を「方法により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第73条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省

令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第9条の7の2第4項及び第9条の8の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第23条の3第2項並びに第30条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第32条、第35条、第38条、第38条の2及び第38条の6の改正規定並びに附則第9条の7の2第4項及び附則第9条の8の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（この条例による改正後の泉南市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）附則第9条の8の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

(2) 第27条の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の泉南市市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第27条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき泉南市市税賦課徴収条例第27条の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第73条第1号エ及び附則第9条の8の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第9条の7の2第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽

自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第 17 号

泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 5 年 6 月 8 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）の一部改正によるマイクロチップの装着及び指定登録機関への情報登録の義務化並びに狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）に基づく犬の登録の特例制度（ワンストップサービス）への参加に伴い、現行手数料の徴収に係る事項等の改正を行う必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市手数料条例の一部を改正する条例

泉南市手数料条例（平成12年泉南市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「犬の登録」を「犬の登録（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第1項の規定による犬の登録の申請があったものとみなされる場合を除く。）」に、「犬の鑑札の再交付」を「犬の鑑札の再交付（動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第6項の規定により交付された犬の鑑札を除く。）」に改める。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

議案第18号

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年6月8日提出

泉南市長 山本優真

提案理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）が改正されたことにより、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年泉南市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号及び第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年泉南市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第19号

令和5年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第3号）

令和5年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ159,184千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,088,649千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年6月8日提出

泉南市長 山本優真

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		3,880,868	7,394	3,888,262
	1 地方交付税	3,880,868	7,394	3,888,262
15 国庫支出金		5,969,131	37,242	6,006,373
	2 国庫補助金	1,621,793	37,242	1,659,035
16 府支出金		2,257,300	13,067	2,270,367
	2 府補助金	507,820	13,067	520,887
19 繰入金		1,766,255	91,281	1,857,536
	1 基金繰入金	1,761,077	91,281	1,852,358
20 諸収入		272,626	5,500	278,126
	3 雑入	265,617	5,500	271,117
21 市債		2,477,500	4,700	2,482,200
	1 市債	2,477,500	4,700	2,482,200
歳入	合計	28,929,465	159,184	29,088,649

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,698,176	38,448	2,736,624
	1 総務管理費	2,176,179	38,448	2,214,627
3 民生費		13,301,164	90,930	13,392,094
	1 社会福祉費	5,131,484	11,868	5,143,352
	2 児童福祉費	4,215,464	61,406	4,276,870
	3 生活保護費	1,986,915	2,506	1,989,421
	5 介護保険費	994,782	15,150	1,009,932
4 衛生費		2,285,793	2,364	2,288,157
	1 保健衛生費	955,746	2,364	958,110
5 農林水産業費		164,428	8,162	172,590
	1 農業費	148,167	8,162	156,329
7 土木費		1,913,941	10,200	1,924,141
	2 道路橋梁費	273,139	10,200	283,339
8 消防費		833,537	5,880	839,417
	1 消防費	833,537	5,880	839,417
9 教育費		2,543,848	3,200	2,547,048
	5 社会教育費	526,065	3,200	529,265
歳 出	合 計	28,929,465	159,184	29,088,649

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
子ども・子育て支援事業計画策定業務 委託事業 (令和5年度)	令和5年度～ 令和6年度	9,889千円
健康増進計画・食育推進計画・自殺対 策計画策定業務委託事業 (令和5年度)	令和5年度～ 令和6年度	9,906千円

第3表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法					備考
				資金区分	償還期限	左のうち 据置期間	償還方法	その他	
図書館文化ホール整備事業	千円 2,400	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年%以内 6 <small>(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)</small>	政府 大阪府 地方公共団体金融機構 銀行 その他	年以内 25	年以内 3	年賦又は半年賦、元利均等償還若しくは元金均等償還、又は満期一括償還	左記の条件の範囲内において借入先に融通条件がある場合は、その条件に従うことができる。また、財政の都合により、償還期限及び据置期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償 還 方 法	限度額	起債の方法	利率	償還方法
老人集会場整備事業	千円 3,600	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年%以内 6 <small>(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)</small>	政府その他の金融機関の資金については、その融通条件による。ただし、財政の都合により、償還期限及び据置期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	千円 4,700	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
消防施設整備事業	2,600	〃	〃	〃	3,800	〃	〃	〃

令和5年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第3号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
11	地方交付税	3,880,868	7,394	3,888,262			
(1)	地方交付税	3,880,868	7,394	3,888,262			
	1) 地方交付税	3,880,868	7,394	3,888,262	1. 地方交付税	7,394	普通交付税
15	国庫支出金	5,969,131	37,242	6,006,373			
(2)	国庫補助金	1,621,793	37,242	1,659,035			
	1) 総務費国庫補助金	273,771	14,533	288,304	1. 総務管理費補助金	14,533	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 マイナンバーカード交付事務費補助金（デジタル推進課）
	2) 民生費国庫補助金	874,990	10,669	885,659	1. 社会福祉費補助金	1,253	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
					2. 児童福祉費補助金	9,416	保育対策総合支援事業費補助金 子ども・子育て支援交付金（保育子ども課） 子ども・子育て支援交付金（家庭支援課）
	3) 衛生費国庫補助金	130,342	630	130,972	1. 保健衛生費補助金	630	子ども・子育て支援交付金（保健推進課）
	4) 土木費国庫補助金	303,238	10,200	313,438	1. 道路橋梁費補助金	10,200	先導的官民連携支援事業補助金
	6) 消防費国庫補助金	0	1,210	1,210	1. 消防費補助金	1,210	消防団設備整備費補助金
16	府支出金	2,257,300	13,067	2,270,367			
(2)	府補助金	507,820	13,067	520,887			
	2) 民生費府補助金	319,345	6,316	325,661	2. 児童福祉費補助金	6,316	子ども・子育て支援交付金（保育子ども課） 子ども・子育て支援交付金（家庭支援課）
	3) 衛生費府補助金	20,174	630	20,804	1. 保健衛生費補助金	630	子ども・子育て支援交付金（保健推進課）

款 16 府支出金 項 2 府補助金

款 16 府支出金 項 2 府補助金

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
	4) 農林水産業費府補助金	6,773	6,121	12,894	1. 農業費補助金	6,121	地域計画策定推進緊急対策事業補助金
19 繰入金		1,766,255	91,281	1,857,536			
(1) 基金繰入金		1,761,077	91,281	1,852,358			
	1) 財政調整基金繰入金	139,000	55,018	194,018	1. 財政調整基金繰入金	55,018	財政調整基金繰入金
	2) 公共施設整備基金繰入金	328,900	1,200	330,100	1. 公共施設整備基金繰入金	1,200	公共施設整備基金繰入金
	4) ふるさと泉南水なす基金繰入金	592,564	35,063	627,627	1. ふるさと泉南水なす基金繰入金	35,063	ふるさと泉南水なす基金繰入金
20 諸収入		272,626	5,500	278,126			
(3) 雑入		265,617	5,500	271,117			
	2) 雑入	264,417	5,500	269,917	4. 雑入	5,500	自治宝くじコミュニティ助成金（政策推進課） 2,500 自治宝くじコミュニティ助成金（危機管理課） 3,000
21 市債		2,477,500	4,700	2,482,200			
(1) 市債		2,477,500	4,700	2,482,200			
	1) 民生債	385,600	1,100	386,700	1. 社会福祉債	1,100	老人集会場整備事業債
	5) 消防債	2,600	1,200	3,800	1. 消防債	1,200	消防施設整備事業債
	6) 教育債	148,200	2,400	150,600	3. 社会教育債	2,400	図書館文化ホール整備事業債

歲	入	合	計	28,929,465	159,184	29,088,649	

款 21 市債 項 1 市債

歳 出

款 2 総務費 項 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
2 総務費	2,698,176	38,448	2,736,624	8,712	29,736	
				国庫支出金 4,212		
				諸収入 4,500		
(1) 総務管理費	2,176,179	38,448	2,214,627	8,712	29,736	
				国庫支出金 4,212		
				諸収入 4,500		
4) 行政管理費	18,397	29,736	48,133		29,736	
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	29,381	
				7. 報償費	355	
[1] 行政事務事業	3,856	355	4,211		355	総務課
				節 区 分	金 額	
				7. 報償費	355	弁護士報酬
[2] 第三者委員会事業	14,541	29,381	43,922		29,381	総務課
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	29,381	いじめ再調査委員会委員報酬
9) 企画費	646,464	4,500	650,964	4,500		
				諸収入 4,500		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	4,500	
[15] 自主防災組織強化事業	5,971	2,000	7,971	2,000		危機管理課
				諸収入 2,000		

				[雑入 2,000]		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	2,000	コミュニティ補助金
[19] 地域コミュニ ティ活動支援事業	0	2,500	2,500	2,500		政策推進課
				諸収入 2,500		
				[雑入 2,500]		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	2,500	コミュニティ補助金
10) 情報管理費	404,073	4,212	408,285	4,212		
				国庫支出金 4,212		
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等 12. 委託料	162 4,050	
[7] マイナポイント 利用促進事業	4,664	4,212	8,876	4,212		デジタル推進課
				国庫支出金 4,212		
				[総務管理費補助金 4,212]		
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等 12. 委託料	162 4,050	超勤手当 マイナポイント支援業務委託料
3 民生費	13,301,164	90,930	13,392,094	53,148	37,782	
				国庫支出金 10,669		
				府支出金 6,316		
				地方債 1,100		

款 3 民生費 項 1 社会福祉費

款 3 民生費 項 1 社会福祉費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				繰入金		
				35,063		
(1) 社会福祉費	5,131,484	11,868	5,143,352	1,100	10,768	
				地方債		
				1,100		
8) 障害福祉費	2,853,074	10,350	2,863,424		10,350	
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	10,350	
[11] 新型コロナウイルス感染症対策 事業	0	10,350	10,350		10,350	障害福祉課
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	10,350	障害福祉事業者等支援給付金
11) 老人集会場費	19,700	1,518	21,218	1,100	418	
				地方債		
				1,100		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	1,518	
[2] 老人集会場改修 事業	400	1,518	1,918	1,100	418	長寿社会推進課
				地方債		
				1,100		
				[社会福祉債		
				1,100]		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	1,518	施設等修繕料
(2) 児童福祉費	4,215,464	61,406	4,276,870	50,795	10,611	
				国庫支出金		
				9,416		

				府支出金 6,316		
				繰入金 35,063		
1) 児童福祉総務費	1,205,879	35,463	1,241,342	35,063	400	
				繰入金 35,063		
				節 区 分	金 額	
				17. 備品購入費	35,063	
				18. 負担金、補助及び 交付金	400	
[10] 新型コロナウイルス感染症対策事業	0	400	400		400	家庭支援課
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	400	子育て世帯支援活動事業補助金
[11] 子どもが遊べる拠点事業	0	35,063	35,063	35,063		家庭支援課
				繰入金 35,063 [ふるさと泉南水な す基金繰入金 35,063]		
				節 区 分	金 額	
				17. 備品購入費	35,063	施設用備品購入費
5) 保育子育て支援費	92,368	793	93,161		793	
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	68	
				8. 旅費	18	
				11. 役務費	693	
				13. 使用料及び賃借料	14	
[4] 子ども政策事業	0	793	793		793	子ども政策課
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	68	プロポーザル選定委員会委員報酬

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				8. 旅費	18	費用弁償
				11. 役務費	693	郵便料
				13. 使用料及び賃借料	14	会場借上料
6) 保育教育支援費	2,026,790	24,250	2,051,040		15,132	9,118
				国庫支出金		
					9,116	
				府支出金		
					6,016	
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	3,850	
				12. 委託料	4,350	
				17. 備品購入費	500	
				18. 負担金、補助及び 交付金	15,550	
[5] 新型コロナウイルス感染症対策 事業	0	24,250	24,250		15,132	9,118
				国庫支出金		
					9,116	
				[児童福祉費補助金		
				9,116]		
				府支出金		
					6,016	
				[児童福祉費補助金		
				6,016]		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	3,850	消耗品費 850 施設等修繕料 3,000
				12. 委託料	4,350	指定管理料
				17. 備品購入費	500	機械器具費

				18. 負担金、補助及び 交付金	15,550	子ども・子育て支援補助金 保育対策総合支援事業費補助金	10,350 5,200
8) 地域子育て支援 センター事業費	117,968	900	118,868	600	300		
				国庫支出金			
				300			
				府支出金			
				300			
				節 区 分	金 額		
				10. 需用費	150		
				17. 備品購入費	150		
				18. 負担金、補助及び 交付金	600		
[4] 新型コロナウイ ルス感染症対策 事業	0	900	900	600	300	家庭支援課	
				国庫支出金			
				300			
				[児童福祉費補助金 300]			
				府支出金			
				300			
				[児童福祉費補助金 300]			
				節 区 分	金 額		
				10. 需用費	150	消耗品費	
				17. 備品購入費	150	機械器具費	
				18. 負担金、補助及び 交付金	600	新型コロナウイルス感染症対策支援補助金	
(3) 生活保護費	1,986,915	2,506	1,989,421	1,253	1,253		
				国庫支出金			
				1,253			
1) 生活保護費	1,986,915	2,506	1,989,421	1,253	1,253		
				国庫支出金			
				1,253			

款 3 民生費 項 3 生活保護費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	2,506	
[2] 生活保護事業	1,877,973	2,506	1,880,479	1,253	1,253	生活福祉課
				国庫支出金 1,253 [社会福祉費補助金 1,253]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	2,506	電算システム改修委託料
(5) 介護保険費	994,782	15,150	1,009,932		15,150	
1) 介護保険費	994,782	15,150	1,009,932		15,150	
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	15,150	
[3] 新型コロナウイルス感染症対策 事業	0	15,150	15,150		15,150	長寿社会推進課
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	15,150	介護事業者等支援給付金
4 衛生費	2,285,793	2,364	2,288,157	1,260	1,104	
				国庫支出金 630		
				府支出金 630		
(1) 保健衛生費	955,746	2,364	958,110	1,260	1,104	
				国庫支出金 630		
				府支出金 630		
3) 母子衛生保健費	123,334	1,900	125,234	1,260	640	

				国庫支出金 630		
				府支出金 630		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	1,600	
				17. 備品購入費	300	
[3] 新型コロナウイルス感染症対策事業	0	1,900	1,900	1,260	640	保健推進課
				国庫支出金 630 [保健衛生費補助金 630]		
				府支出金 630 [保健衛生費補助金 630]		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	1,600	消耗品費 600 施設等修繕料 1,000
				17. 備品購入費	300	機械器具費
5) 成人病対策費	51,280	464	51,744	464		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	68	
				8. 旅費	18	
				11. 役務費	378	
[1] 成人健康増進事業	1,151	464	1,615	464		保健推進課
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	68	プロポーザル選定委員会委員報酬
				8. 旅費	18	費用弁償
				11. 役務費	378	郵便料
5 農林水産業費	164,428	8,162	172,590	6,121	2,041	
				府支出金 6,121		

款 5 農林水産業費 項 1 農業費

款 5 農林水産業費 項 1 農業費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
(1) 農業費	148,167	8,162	156,329	6,121	2,041	
				府支出金		
				6,121		
3) 農業振興費	10,363	8,162	18,525	6,121	2,041	
				府支出金		
				6,121		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	8,162	
[1] 農業振興事業	5,968	8,162	14,130	6,121	2,041	産業振興課
				府支出金		
				6,121		
				[農業費補助金		
				6,121]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	8,162	地域計画策定支援業務委託料
7 土木費	1,913,941	10,200	1,924,141	10,200		
				国庫支出金		
				10,200		
(2) 道路橋梁費	273,139	10,200	283,339	10,200		
				国庫支出金		
				10,200		
3) 道路維持費	135,124	10,200	145,324	10,200		
				国庫支出金		
				10,200		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	10,200	
[1] 道路維持管理事業	101,984	10,200	112,184	10,200		道路課
				国庫支出金		
				10,200		
				[道路橋梁費補助金		
				10,200]		

				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	10,200	調査委託料
8 消防費	833,537	5,880	839,417	3,410	2,470	
				国庫支出金		
				1,210		
				地方債		
				1,200		
				諸収入		
				1,000		
(1) 消防費	833,537	5,880	839,417	3,410	2,470	
				国庫支出金		
				1,210		
				地方債		
				1,200		
				諸収入		
				1,000		
2) 非常備消防費	45,759	5,880	51,639	3,410	2,470	
				国庫支出金		
				1,210		
				地方債		
				1,200		
				諸収入		
				1,000		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	3,630	
				17. 備品購入費	2,250	
[1] 消防団事業	38,097	3,630	41,727	1,210	2,420	危機管理課
				国庫支出金		
				1,210		
				[消防費補助金		
				1,210]		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	3,630	被服費
[3] 施設等管理事業	7,409	2,250	9,659	2,200	50	危機管理課
				地方債		
				1,200		

款 8 消防費 項 1 消防費

款 8 消防費 項 1 消防費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				[消防債 1,200]		
				諸収入 1,000 [雑入 1,000]		
				節 区 分	金 額	
				17. 備品購入費	2,250	機械器具費
9 教育費	2,543,848	3,200	2,547,048	2,400	800	
				地方債		
				2,400		
(5) 社会教育費	526,065	3,200	529,265	2,400	800	
				地方債		
				2,400		
9) 図書館及びホール費	105,660	3,200	108,860	2,400	800	
				地方債		
				2,400		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	3,200	
[6] 図書館文化ホール改修事業	0	3,200	3,200	2,400	800	文化振興課
				地方債		
				2,400		
				[社会教育債 2,400]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	3,200	設計委託料
歳 出 合 計	28,929,465	159,184	29,088,649			
				国庫支出金		
				26,921		

				府支出金 13,067		
				地方債 4,700		
				繰入金 35,063		
				諸収入 5,500		

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

区 分		職員数	給 与 費						共済費	合 計	備 考
			報酬	給料	期末手当	地域手当	その他の 手 当	計			
補正後	長 等	人 3	千円 0	千円 23,433	千円 9,689	千円 1,407	千円 363	千円 34,892	千円 7,140	千円 42,032	その他の手当 通勤手当 243千円 児童手当 120千円
	議 員	15	82,072	0	35,658	0	0	117,730	25,710	143,440	
	その他の 特別職	1,178	100,279	0	0	0	0	100,279	0	100,279	
	計	1,196	182,351	23,433	45,347	1,407	363	252,901	32,850	285,751	
補正前	長 等	3	0	23,433	9,689	1,407	363	34,892	7,140	42,032	その他の手当 通勤手当 243千円 児童手当 120千円
	議 員	15	82,072	0	35,658	0	0	117,730	25,710	143,440	
	その他の 特別職	1,172	70,762	0	0	0	0	70,762	0	70,762	
	計	1,190	152,834	23,433	45,347	1,407	363	223,384	32,850	256,234	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の 特別職	6	29,517	0	0	0	0	29,517	0	29,517	
	計	6	29,517	0	0	0	0	29,517	0	29,517	

2. 一般職

(1) 総括（会計年度任用職員を含む）

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	人 377 (397)	千円 374,969	千円 1,785,946	千円 1,146,007	千円 3,306,922	千円 648,919	千円 3,955,841	
補正前	377 (397)	374,969	1,785,946	1,145,845	3,306,760	648,919	3,955,679	
比 較	0 (0)	0	0	162	162	0	162	

※（ ）内は、短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	管理職員 特別勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当
	補正後	千円 42,420	千円 110,100	千円 50,700	千円 22,936	千円 96,711	千円 1,224	千円 39,025	千円 4,788
	補正前	42,420	110,100	50,700	22,936	96,549	1,224	39,025	4,788
	比 較	0	0	0	0	162	0	0	0
	区 分	児童手当	期末手当	勤勉手当	退職手当				
補正後	千円 17,570	千円 447,546	千円 312,987	千円 0					
補正前	17,570	447,546	312,987	0					
比 較	0	0	0	0					

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	人 377 (152)	千円 0	千円 1,785,946	千円 1,098,406	千円 2,884,352	千円 597,367	千円 3,481,719	
補正前	377 (152)	0	1,785,946	1,098,244	2,884,190	597,367	3,481,557	
比 較	0 (0)	0	0	162	162	0	162	

※ () 内は、短時間勤務職員数で外書です。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	管理職員 特別勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当
		補正後	千円 42,420	千円 110,100	千円 50,700	千円 22,936	千円 96,711	千円 1,224	千円 39,025
	補正前	42,420	110,100	50,700	22,936	96,549	1,224	39,025	4,788
	比 較	0	0	0	0	162	0	0	0
	区 分	児童手当	期末手当	勤勉手当	退職手当				
	補正後	千円 17,570	千円 399,945	千円 312,987	千円 0				
	補正前	17,570	399,945	312,987	0				
	比 較	0	0	0	0				

(2) 会計年度任用職員以外の職員における給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考
	千円		千円		
職員手当等	162	その他の増減分	162	マイナポイント利用促進事業に伴う増加	超過勤務手当 162 千円

地方債現在高の補正調書

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額		補 正 後 の 額	
	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
1. 普 通 債	2,297,500	12,103,500	2,302,200	12,108,200
(3) 教 育	148,200	3,750,200	150,600	3,752,600
(5) 民 生	394,200	703,989	395,300	705,089
(8) 消 防	2,600	86,003	3,800	87,203
計	2,477,500	22,902,853	2,482,200	22,907,553

参 考

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 市税	9,004,455		9,004,455	31.0
2 地方譲与税	166,200		166,200	0.6
3 利子割交付金	6,400		6,400	—
4 配当割交付金	51,200		51,200	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	48,600		48,600	0.2
6 法人事業税交付金	142,600		142,600	0.5
7 地方消費税交付金	1,536,400		1,536,400	5.3
8 ゴルフ場利用税交付金	43,000		43,000	0.1
9 環境性能割交付金	25,900		25,900	0.1
10 地方特例交付金	47,100		47,100	0.2
11 地方交付税	3,880,868	7,394	3,888,262	13.4
12 交通安全対策特別交付金	8,000		8,000	—
13 分担金及び負担金	58,413		58,413	0.2
14 使用料及び手数料	330,694		330,694	1.1
15 国庫支出金	5,969,131	37,242	6,006,373	20.6
16 府支出金	2,257,300	13,067	2,270,367	7.8
17 財産収入	36,823		36,823	0.1
18 寄附金	800,000		800,000	2.7
19 繰入金	1,766,255	91,281	1,857,536	6.4
20 諸収入	272,626	5,500	278,126	1.0

(単位：千円・%)

21 市債	2,477,500	4,700	2,482,200	8.5
歳入合計	28,929,465	159,184	29,088,649	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 議会費	200,500		200,500	0.7
2 総務費	2,698,176	38,448	2,736,624	9.4
3 民生費	13,301,164	90,930	13,392,094	46.0
4 衛生費	2,285,793	2,364	2,288,157	7.9
5 農林水産業費	164,428	8,162	172,590	0.6
6 商工費	231,877		231,877	0.8
7 土木費	1,913,941	10,200	1,924,141	6.6
8 消防費	833,537	5,880	839,417	2.9
9 教育費	2,543,848	3,200	2,547,048	8.7
10 公債費	3,718,663		3,718,663	12.8
11 諸支出金	1,017,538		1,017,538	3.5
12 予備費	20,000		20,000	0.1
歳 出 合 計	28,929,465	159,184	29,088,649	100.0

